

一般社団法人明専会 役員(理事、監事)選出規則

(目的)

第1条 一般社団法人明専会(以下、「当法人」という。)の定款第28条、第29条の定めにより、当法人の理事および監事選出に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 理事および監事の選出に関しては、定款に定める場合を除き、この規則の定めるところとする。

(理事・監事の定数)

第3条 理事の定数は、定款第28条に定めるところにより、15名以上25名以内とし、理事のうち2名以上6名以内を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち1名を常務理事とし、業務執行理事とする。

2 監事の定数は、定款第28条に定めるところにより、2名以上3名以内とする。

(選挙権者)

第4条 選挙権を有する者は、代議員の資格を有している者とする。

(被選挙権者)

第5条 被選挙権を有する者は、正会員の資格を有している者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかの号に該当する者は、被選挙権を有しない。

- (1) 会員資格を停止されている者
- (2) 休会している者

(理事及び監事への立候補)

第6条 理事および監事に立候補しようとする者は所属支部の推薦を要す。

各選挙区並びに各支部の理事及び監事の定数枠の目安は、理事会で別に定める。

- 2 前項理事および監事選出処理基準は、理事会で定めるものとする。
- 3 理事候補者および監事候補者の取りまとめ、および理事会への報告は、常務理事が行う。

(投票)

第7条 投票は選挙権者1名につき1票とする。

2 投票は候補者一覧表に記載のある候補者に対して所定欄に信任する場合は○印、不信任の場合は×印を記載するものとする。

(開票)

第8条 開票は、理事2名以上の立会いのもと本部構成員がおこなう。

2 獲得した有効投票数が同数のときは、卒業年次の古い候補者を上位とする。

(投票の無効)

第9条 次のいずれかの号に該当する投票は、無効とする。

- (1) 指定した投票用紙以外で投票したもの
- (2) 当法人代議員選挙規則第14条第3項の投票期間中に事務局に到着しないもの

- (3) 記載された内容が確認できないもの
- (4) 候補者以外の者に投票したもの

(選任等)

第10条 定款29条の定めにより、理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

この場合、次項の一覧表の上位から定数までの候補者を選任決議する。

- 2 常務理事は第7条による投票結果を信任数の多い方から順位付けした一覧表を社員総会に上程しなければならない。
- 3 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって選任する。
- 4 前項で選任された代表理事のうち1名を会長とし、残りを副会長とする。
- 5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

附 則

- 1 この規則は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 役員(理事、監事)選出規則を廃止する。
- 3 誤記修正 平成26年2月6日
- 4 体制変更により本部幹事を本部構成員に変更 平成28年6月10日
- 5 代表理事増員 平成28年12月10日